

平成27年5月1日 開 会
平成27年5月1日 閉 会
平成27年5月 臨時会

川南町議会議録

川南町議会事務局

平成27年第3回(5月)川南町議会臨時会会期表〔1日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	5月1日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明・討論・採決)

目 次

第1号 (5月1日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
仮議席の指定について・議長の選挙について	4
議席の指定について	5
会期の決定について・会議録署名議員の指名・副議長の選挙	6
議席の一部変更・常任委員の選任・議会運営委員の選任	7
川南・都農衛生組合議員の選挙	8
西都児湯環境整備事務組合議員の選挙 ・ 宮崎県東児湯 消防組合議員の選挙	9
特別委員会の設置及び委員の選任	10
議案上程・提案理由説明(報告第1号～第3号)	12
議案質疑(報告第1号～第3号)	14
討論・採決(報告第1号・第2号)	16
討論・採決(報告第3号)	17
議案上程・提案理由説明(同意第2号)	17
議案上程・提案理由説明(同意第3号)	18
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	19
閉 会	19

川南町告示第63号

平成27年第3回(5月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年4月27日

川南町長 日高 昭彦

- 1 期日 平成27年5月1日
2 場所 川南町議会議事堂
-

○ 応招議員(13名)

1番	蓑原 敏朗 君	2番	中村 昭人 君
3番	児玉 助壽 君	4番	内藤 逸子 君
5番	税田 榮 君	6番	福岡 仲次 君
7番	三原 明美 君	8番	河野 浩一 君
9番	安藤 洋之 君	10番	林 光政 君
11番	竹本 修 君	12番	徳弘 美津子 君
13番	川上 昇 君		

○ 不応招議員(なし)

平成27年第3回(5月)川南町議会臨時会会議録

平成27年5月1日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成27年5月1日 午前9時00分開会

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 議長選挙について
- 追加日程第 1 議席の指定について
- 追加日程第 2 会期の決定について
- 追加日程第 3 会議録署名議員の指名について(蓑原 敏朗君・中村 昭人君)
- 追加日程第 4 副議長選挙について
- 追加日程第 5 議席の一部変更について
- 追加日程第 6 常任委員の選任について
- 追加日程第 7 議会運営委員の選任について
- 追加日程第 8 川南・都農衛生組合議員の選挙について
- 追加日程第 9 西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について
- 追加日程第 10 宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について
- 追加日程第 11 特別委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第 12 報告第 1号 専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例等の一部改正)
- 追加日程第 13 報告第 2号 専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正)
- 追加日程第 14 報告第 3号 専決処分の承認を求めるについて(平成26年度川南町一般会計補正予算(第9号))
- 追加日程第 15 同意第 2号 監査委員の選任について
- 追加日程第 16 同意第 3号 監査委員の選任について
- 追加日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
税務課長	杉尾 英敏 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	町民健康課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時20分開会

○局長(吉田 喜久吉君) おはようございます。議会事務局長の吉田です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、林 光政議員が年長の議員でありますのでご紹介申し上げます。

○臨時議長(林 光政君) ただ今紹介されました林 光政であります。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

ただ今の出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成27年第3回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただ今着席の議席とします。

日程第2「議長の選挙」を行います。選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、13名です。次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、蓑原敏朗君及び中村昭人君を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。これから開票を行います。

蓑原敏朗 君、及び中村昭人 君開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数13票、うち有効投票13票。無効投票票なし。有効投票のうち、川上 昇 君 11票、児玉 助壽 君 1票、内藤 逸子 君 1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。従って、川上 昇君が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今当選されました川上 昇君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。承諾されたものと認めます。

議長に当選されました川上 昇君をご紹介します。ここで、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○新議長(川上 昇君) ただ今、皆様方からご推挙いただきました川上です。議会が抱える課題そして町が抱える課題、様々な課題が山積しております。私、微力ながらですね一生懸命町民の皆様の負託に応えるべく、町民のニーズに応えるべく、様々な面でですね一生懸命頑張っていきたいと思っております。

皆様方と共に力を合わせながらですね議会改革、力のある議会、相談に乗り易い議会、常に前向きな議会ということで、ともに皆さんと一生懸命やっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長(林 光政君) 以上で、臨時議長の職務は全部終了しました。ここで新議長と交代します。ご協力ありがとうございました。

川上 昇議長、議長席におつき願います。

しばらく休憩します。

午前9時32分休憩

.....

午前9時33分開会

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

議事日程について、お諮りします。

本件につきましては、お手元にお配りしてあるとおり別紙「追加議事日程第1号の追加1」を日程に追加し、追加日程として議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、追加日程第1から追加日程第17までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を事務局長が朗読いたします。

○事務局長(吉田 喜久吉君)

それでは、議席の番号と議員名を朗読いたします。1番蓑原 敏朗議員、2番中村 昭人議員、3番児玉 助壽議員、4番内藤 逸子議員、5番税田 榮議員、6番福岡 仲次議員、7番徳弘 美津子議員、8番河野 浩一議員、9番安藤 洋之議員、10番林 光政議員、11

番竹本 修議員、12番三原 明美議員、13番川上 昇議員、以上でございます。

○議長（川上 昇君） ただ今事務局長が朗読したとおり、議席を指定いたします。

追加日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、会期は、本日1日間に決定しました。

追加日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、蓑原敏朗君及び中村昭人君を指名します。

追加日程第4 「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、13名です。次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、児玉 助壽君及び 内藤 逸子君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。これから開票を行います。

児玉 助壽君及び 内藤 逸子君開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 13票、うち有効投票 11票、無効投票 2票、有効投票のうち、徳弘 美津子君 10票、内藤 逸子君 1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

従って、徳弘 美津子君が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今当選されました 徳弘 美津子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。承諾されたものと認めます。

副議長に当選されました 徳弘 美津子君をご紹介します。

ここで、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○副議長（徳弘 美津子君） 副議長に就任いたしました徳弘です。様々な思いはありますが、まずは前議会からの課題でありました意見箱の集約でありますとか、見える議会でありますとか、課題は沢山あります。副議長の責務として様々な見える議会をするために、皆さんと協力いただきながら進めて行きたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（川上 昇君） 追加日程第5 「議席の一部変更」を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

徳弘 美津子君の議席を12番に、三原 明美君の議席を7番にそれぞれ変更します。

変更した議席に着席願います。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時45分休憩

.....

午前10時20分開会

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

追加日程第6 「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって総務厚生常任委員に 蓑原 敏朗君、福岡 仲次君、河野 浩一君、竹本 修君、税田 榮君、児玉 助壽君を、文教産業常任委員に 中村 昭人君、三原 明美君、安藤 洋之君、林光政君、内藤 逸子君、徳弘 美津子君をそれぞれ指名いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

総務厚生常任委員長に 税田 榮君、同副委員長に竹本 修君。

文教産業常任委員長に 内藤 逸子君、同副委員長に 中村 昭人君。

以上の方々が、それぞれ互選されました。

追加日程第7 「議会運営委員の選任」を行います。お諮りします。

議会運営委員の選任については委員会条例第6条第2項の規定によって 竹本 修君、税田 榮君、内藤 逸子君、中村 昭人君をそれぞれ指名いたしたいと思っております。ご異

議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会運営委員長に 竹本 修君、同副委員長に 内藤 逸子君が互選されました。

追加日程第8 「川南・都農衛生組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

川南・都農衛生組合議員に 税田 榮 君、 内藤 逸子 君、 中村 昭人 君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました 税田 榮 君、 内藤 逸子 君 中村 昭人 君を川南・都農衛生組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました 税田 榮 君、 内藤 逸子 君、 中村 昭人 君が川南・都農衛生組合議員に当選されました。

ただ今、「川南・都農衛生組合議員」に当選されました 税田 榮 君 、 内藤 逸子 君、中村 昭人 君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第9 「西都児湯環境整備事務組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

西都児湯環境整備事務組合議員に 川上 昇 君、 内藤 逸子 君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました 川上 昇 君、 内藤 逸子 君を西都児湯環境整備事務組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました 川上 昇 君、 内藤 逸子 君が西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました。

ただ今、「西都児湯環境整備事務組合議員」に当選されました 川上 昇 君、 内藤 逸子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第10 「宮崎県東児湯消防組合議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

宮崎県東児湯消防組合議員に 川上 昇 君、 税田 榮 君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました 川上 昇 君、 税田 榮 君を宮崎県東児湯消防組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました 川上 昇 君、 税田 榮 君が宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました。

ただ今、宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました 川上 昇 君、 税田 榮 君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第11 「特別委員会の設置及び委員の選任」を行います。

議会広報特別編集委員会の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、 徳弘 美津子君、 中村 昭人君、 内藤 逸子君、 蓑原 敏朗君、 税田 榮君 河野 浩一君をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました方々を議会広報特別編集委員会に選任することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会広報特別編集委員長に 徳弘 美津子 君、同副委員長に 税田 榮 君が互選されました。

つづきまして、以前から設置されております、議長を除く全議員で構成する「議会改革調査特別委員会」についての特別委員会を引き続き設置したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、全議員を委員とする議会改革調査特別委員会を設置することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会改革調査特別委員会に関する特別委員会の委員長に 徳弘 美津子 君、同副委員長に 税田 榮 君が互選されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時30分休憩

.....
午前10時40分開会

会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

ここで、町長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

○町長（日高 昭彦君） 議長よりお許しを頂きましたので、一言ご挨拶を申し上げます。この度の町長選挙におきましては、無投票と言う形で再選をさせていただきました。心よりお礼を申し上げます。

また、無投票の意味はですね、全員の方に賛同していただいたということではなく、反対するチャンスがなかった、ということも含めてその意味を履き違えないように肝に銘じ、2期目を頑張っていきたいと思っております。

また当選された議員の皆様、心からお祝いを申し上げます。ただ今、新しい委員会の構成ができたと聞いておりますし、重ねてお喜びを申し上げたいと思います。特に今日は、ほぼ半分にあたります6人の新人議員の方が誕生したということでもあります。私の聞く限りにおいては、半分が代わったというのは川南町議会史上はじめてのことであると思っております。何か新しい息吹を感じるところであります。

川南町になって62年。その長い町議会の歴史の中、先輩たちが築き上げられてこられました。品格ある伝統と歴史。それを受け継ぎながらまた新しい風が吹き込まれるという非常に確かな予感を感じております。

それは正に私のもっとうであります、古きを学びて新しきを創る温故創新。議員の皆様自らやっただくという確信をしているところであります。それに対しましても改めて感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、半分が新しくなる、何かを起こすということは、それ相応のエネルギーが必要であり、覚悟が必要であると思っております。特に今、地方創生が叫ばれる中、新しいアイデア勝負の新しい幕開けの、時代の幕開けであります。つまり、勝負の年であります。我々執行部も心をついに、様々な新しいチャレンジをしていきたいと誓っております。そのためには、今一度原点に戻り足元を見つめながらしっかりとやっていきたいと思っております。

地方自治の原点は、それは言うまでもなく税であり財政だと感じております。今年度税のスペシャリストに東京から来ていただき、職員として採用しております。職員自ら健全な川南町にするために襟を正し、そして共に学び邁進する所存であります。

議会の皆様と執行部と言うのは日頃より車の両輪と言われております。それは近すぎず遠すぎずという緊張感のあるパートナーシップが非常に肝要なことであると思っております。我々の使命は、議論を重ね川南町をより良き方向に持っていく、創り上げるということであると信じております。

是は是、非は非として様々なご意見を賜りご指導いただきますようお願い申し上げます私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（川上 昇君） これで町長の挨拶を終わります。

追加日程第12 報告第1号 「専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例等の一部改正)」

追加日程第13 報告第2号 「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正)」

追加日程第14 報告第3号 「専決処分の承認を求めるについて(平成26年度川南町一般会計補正予算(第9号))、

以上3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 提案理由の説明を申し上げます。報告第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、川南町税条例等の一部を改正したものでございます。この改正の主なもの、減免申請延長、ふるさと納税の拡充、軽自動車税の税率の見直し及び増税開始時の延期であります。

免税の申請期限につきましては、利便性の向上のため、「納期限7日前」を「納期限日」に変更するものです。

ふるさと納税の拡充につきましては、その控除額の上限を個人住民税所得割の「1割」から「2割」に引き上げるとともに、一定条件のもと、その控除額の適用を受けるためだけに確定申告をしなくても、寄附を受けた団体が課税団体にそれを要請することで適用が受けられるようにして、制度をより活性化させるものです。

次に、軽自動車税につきましては、平成27年度に新規取得した軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を設け、併せて原動付自転車、2輪車等の税率引き上げ時期を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に延期するものです。

これらの改正は、適用開始時期が平成27年4月1日からであったため、同日で施行したものです。

次に報告第2号は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され

たことに伴い、関連する川南町国民健康保険税条例の一部改正をしたものでございます。

この改正は、課税限度額の引上げと併せて軽減の拡充を行うことで、より所得に応じた税の負担へ対応するものとしております。このうち、限度額の引上げにつきましては、基礎課税分を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税分を「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税分を「14万円」から「16万円」に引き上げ、これらの合計を「81万円」から「85万円」とするものです。

また、軽減の拡充につきましては、判定に用いる所得基準額を引き上げるもので、5割軽減では「24万5000円」から「26万円」に、2割軽減では「45万円」から「47万円」に引き上げ、平成27年4月1日から施行したものであります。

報告第3号は、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分をいたしました「平成26年度川南町一般会計補正予算（第9号）」につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

この補正予算は、地方交付税、国・県支出金、繰入金など年度末に確定した歳入がありましたので、平成26年度川南町一般会計予算の補正をいたしましたものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8296万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2494万8000円とするものでございます。

それでは、その主なものにつきまして歳入から順を追って御説明申し上げます。

まず歳入ですが、配当割交付金449万2000円の増額、株式譲渡所得割交付金337万8000円の増額、自動車取得税交付金433万1000円の減額、地方交付税2億265万7000円の増額で、それぞれ交付額の確定によるものでございます。

国庫支出金は、1047万3000円の減額で社会福祉費負担金834万7000円の減額が主なものでございます。

県支出金は、2455万1000円の減額で、障害福祉サービス費負担金205万円、乳幼児医療費補助金223万円、新規就農・経営継承総合支援事業375万円、口蹄疫埋却地再生活用対策事業876万4000円の減額が主なものでございます。

財産収入は、1591万7000円の増額で土地売払収入が主なものでございます。

寄附金は、1173万8000円の増額でふるさと納税が主なものでございます。

繰入金は、8454万1000円の増額で、人づくり交流基金の取り崩しが主なものでございます。

町債は、70万円の減額でございます。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は、3億6203万2000円の増額で、主なものは、特別交付税の増額及び執行残などにより、財政調整基金に2億2755万7000円、ふるさと振興基金に6066万2000円を積み立てるものでございます。

財政調整基金及びふるさと振興基金への積立は、これから展開する諸政策や今後厳しい

財政状況が見込まれることから、その財源として積立をさせていただくものでございます。

次に民生費は、2626万円の減額で、児童措置費1500万円、児童手当527万円の減額が主なものでございます。

衛生費は、205万4000円の増額で、配水管布設工事負担金でございます。

農林水産業費は、2099万8000円の減額で、青年就農給付金375万円、川南町優良肉用繁殖牛導入資金貸付事業196万円、口蹄疫埋却地再生活用対策事業875万4000円の減額が主なものでございます。

商工費2481万円の減額は、ふるさと納税者に対する特産品PR事業委託金2220万円の減額が主なものでございます。

土木費481万4000円、教育費96万円、災害復旧費198万円、予備費129万9000円の減額は、それぞれ執行残によるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（川上 昇君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（児玉 助壽君） 報告第3号専決処分の承認を求めるについて「平成26年度川南町一般会計補正予算（第9号）」の18、19ページのこの不動産売払収入であります。この予算書と説明の金額が違うわけですが、まあ消費税入れて計算しても若干の誤差があつとやけんどんよ、その理由ですね。で、またこの1472万5000円とは結構な金額な訳ですが、この場所とか面積等はどこなのですか。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員のご質問にお答えいたします。第一点目のご質問ですが、財産収入の金額が合わないというご質問でしたけれども、これにつきましてはあの3ページにございますとおり、財産収入としましては、財産運用収入と財産売払収入にわけてあります。そのトータルの1591万7000円ということで提案理由には説明申し上げておりますが、議員ご質問の15款2項1目の不動産売払収入1472万5000円につきましては、財産運用収入とトータルして計上してありますので、提案理由との違いが生じるということでございます。それから土地売払収入につきましては、すみません、手元に資料をちょっと持ち合わせておりませんので後で詳細につきましてはご説明申し上げたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） えー、ちゅうことはですね。3ページのえーつと119万2000円はもう、これはその一般会計の中に入れてあるちゅうことになるわけですか。そうするとなんですね、こらこの財産貸付収入の19ページにもあつてですね、こら3ページちゅうもんやかいややこしくなったちゃけんどんよ。これ合算した数字ということですね。わかりました。場所がわからん、面積がわからんで数字が出るのがおかしいちゃがよ。後で出すじゃがね、後で出したかって、専決処分になる訳か。それではいかんちゃねつか。場所と面積で坪単価がなんぼとか、平米なんぼとかの金額が出らんこの1472万5000円という数字は出らんちゃがよ。そういうもんはちゃんと説明できるぐらいはなんぼ専決処分でんよ、構えとらんな、

おらおかしいと思うけんどんよ。後で報告するその態度がよ、ちっと如何なもんかと思うけどよね、やっぱこの面積、場所等、平米なんぼという金額が出てその、その近所の試算がどのくらいで積算してこの金額になりますよ、とどのくらいのなんは知っとらん、なんぼ専決処分でんよ、軽視しとるごたちやが、町長もそこはどう考えますか町長。

○町長(日高 昭彦君) ただ今ご指摘いただいたとおりでありますので、議案に出したということはですね、当然こちらもその責任があるということはご指摘のとおりであります。今、手元がない場合においては後程説明をさせていただきます。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。

午前11時03分暫時休憩

午前11時30分開会

会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員のご質問にお答えします。今回の補正につきましては、年間のトータルの件数がですね26年度15件ございました。今回補正している分は、単なる1件の売払いが生じたということではなくて、その15件のトータルで最終的に3月31日に収入がありました。で、売払い面積が4万5671.77㎡。これの売払いとしまして、3066万7000円の収入がございましたので、予算に計上しておりました差額相当分としまして、最終決算で1472万5000円を計上させていただいたということでございます。ただ、26年度で大きい面積ということになりますと、アルファテラ株式会社こちらの太陽光発電に売却しました売払いが一番大きい金額になっていますが、平米あたり600円で売却したということでございます。以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 多分おら3月の補正でも土地売払収入がずっとその都度あがっとる訳やがよ、他いろいろ国の補助金やらなんやら後から出てくるものは仕方ないとしても、町の会計は当該年度決算になるわけやがよ、間違とっですか。15件売ったけど、今一わからんけんどんよ。このやっぱその専決処分やかいち考えで審査でけんわけやろが、専決処分の場合はよ。承認せん、と言ってんこのまま承認されるわけやがよ。専決処分するっちゃかいよ、審査でけん訳やかい、やっぱ説明を求められたらちゃんと説明ができるような用意をすべきと思うちゃけんどんよ、課長。なったばかりで、異動したばかりで、そこ辺の把握ができとらんかったかもしれんけんどん。専決処分を軽視しちよと思っとちゃがね。

〔「答弁はいらない」という声あり〕

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

報告第1号「専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例等の一部改正)」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから報告第1号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、報告第1号「専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例等の一部改正)」については、原案のとおり承認することに決定しました。

従って、報告第1号「専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例等の一部改正)」は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第2号「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正)」の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 報告第2号「専決処分の承認を求めるについて（川南町国民健康保険税条例の一部改正について）」、反対討論します。地方自治体の責務は、住民の福祉や暮らし、教育・安全をまもることです。「国民健康保険税は高すぎる、大幅引下げを」これが町民の率直な声です。川南町の国保税は、児湯郡内では2番目、県内26市町村の中では3番目に高い税率です。

最近の雇用情勢では、社保から国保への切り替えが進むにつれ「払えない」国保税の問題が深刻化するのではないのでしょうか。

国保税を滞納した場合、「保険証取り上げ」という制裁措置をもつ制度であり、「払えない国保」は医療から町民を排除してしまいかねません。どうしても「払える国保」にする必要があると思います。

国民健康保険法は、その一条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。

全国各地で高すぎる国保税を引下げる動きが広がっています。これは2015年度に国の「保険者支援制度」が拡充され、国保に1700億円の支援金が交付されることがあります。この保険者支援を見込んだ保険料引き下げが実現しています。

川南町では、今回の説明では、27年度の限度額の引き上げと併せて軽減の拡充を行うことで、より所得に応じた税の負担への対応をするものという説明ですが、国保税の引き上げには「町民の声」として反対します。

国民皆保険をこれ以上くずさないためにも国・県への制度拡充や財政的支援を強く働き

かけるよう求めまして反対討論といたします。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから報告第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、報告第2号「専決処分の承認を求めるについて(川南町国民健康保険税条例の一部改正)」は、原案のとおり承認することに決定しました。

報告第3号「専決処分の承認を求めるについて(平成26年度川南町一般会計補正予算(第9号))」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、報告第3号「専決処分の承認を求めるについて(平成26年度川南町一般会計補正予算(第9号))」については、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第15 同意第2号 「監査委員の選任について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 同意第2号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。この同意案件は、監査委員として勤めていただきました中村 守氏が平成27年4月30日をもちまして退任されましたので、その後任として、谷村 裕二氏を選任したく御提案するものでございます。谷村氏は、昭和48年4月から平成26年7月まで高鍋信用金庫に勤められ、その間、川南支店長、総務部長、執行役員等を歴任されております。会計事務、経営管理等に精通し、優れた見識を有する方で、監査委員として適任者でございます。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(川上 昇君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、質疑・討論を省略して採決します。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、税田 榮 君及び福岡 仲次 君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

税田 榮 君及び福岡 仲次 君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち賛成 8 票、反対 4 票、以上のとおり、賛成が多数であります。従って、同意第2号「監査委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

追加日程第16 同意第3号「監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、安藤 洋之 君の退場を求めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 同意第3号は、地方自治法第196条第1項の規定により、安藤洋之氏を監査委員として選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川上 昇君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご意義ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、同意第3号監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定されました。

安藤 洋之 君の除斥を解きます。

ただ今監査委員に選任されました安藤洋之君をご紹介します。

ここで、ご挨拶を頂きたいと思います。

○議員（安藤 洋之君） お願いします。ただ今監査委員に選任されました安藤でございます。職務を全うしたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（川上 昇君） 追加日程第17「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

お諮りします。

各常任委員会の町内所管事項の調査についてであります。先ほど常任委員会が構成されましたので、その所管事項の調査を5月中に各常任委員会ごとに、4日以内の予定で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、各常任委員会の所管事項の調査については、以上のとおり決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成27年第3回川南町議会臨時会を閉会します。

おつかれさまでした。

なお、引き続き各常任委員会ごとに所管事項の調査について、担当課長等との調整をお願いします。

午前11時40分閉会